

# 米子地区防火安全協会細則

平成24年6月15日 制定・施行

(目的)

第1条 この細則は、米子地区防火安全協会会則（平成24年6月15日制定。以下「会則」という。）第27条に基づき、米子地区防火安全協会（以下「本会」という。）の運営及び事業の執行に必要な事項を定めるものとする。

(入会手続等)

第2条 会則第6条第1項の規定による入会の届出は、様式第1号によるものとする。

2 会則第7条の規定による退会の届出は、様式第2号によるものとする。

(会費)

第3条 正会員の負担する会費は、次の各号に該当する基準による額とする。

(1) 危険物、ガス等を取り扱う事業所以外の事業所は、次の面積区分により格付された金額とする。

建物面積 (建物が複数の場合は最大のもの)	会費年額
1,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 円
3,000 m <sup>2</sup> 以上 6,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 円
6,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	9,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	14,000 円
30,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	19,000 円
50,000 m <sup>2</sup> 以上	24,000 円

(2) 危険物、ガス等を取り扱う事業所は、次に定める基準により口数を算出し、各級に格付された金額とする。

ア 危険物を取り扱う事業所（均等割） 1 口

イ 少量危険物取扱所 1 件につき 1 口

ウ 自動車（営業ナンバーで稼働中） 10 台まで毎 1 口

エ ボイラー 無資格でよいもの 1 基につき 1 口

二級技士以上のもの 1 基につき 2 口以上

オ ガス貯蔵施設 1 件につき 1 口

- カ ガス製造所 1件につき2口
- キ 危険物許可施設 1件につき2口
- ク 危険物取扱者 1人につき1口  
(一の危険物許可施設に必要な危険物取扱者の人数)
- ケ 劇・毒物倉庫 1棟につき2口
- コ 火薬庫 1棟につき2口

会員の級別	会員の口数	会費年額
1級会員	1 ~ 2	2,000円
2級会員	3 ~ 4	4,000円
3級会員	5 ~ 6	6,000円
4級会員	7 ~ 8	8,000円
5級会員	9 ~ 12	10,000円
6級会員	13 ~ 16	12,000円
7級会員	17 ~ 20	15,000円
8級会員	21 ~ 24	18,000円
9級会員	25 ~ 30	23,000円
10級会員	31 ~ 40	28,000円
11級会員	41 ~ 50	33,000円
12級会員	51 ~ 60	38,000円
特級級会員	61以上	45,000円

(3) 団体加入については、3,000円に構成事業所数を乗じた額とすることができる。

2 賛助会員の負担する会費は、年額2,000円以上とする。

(会務の委任)

第4条 本会に代表者の代理人を出席させるときは、様式第3号の会務の委任状を、会長に提出しなければならない。

(委嘱)

第5条 会則第13条第2項又は第21条第1項の規定による委嘱は、様式第4号の委嘱状の交付をもって行うものとする。

(旅費)

第6条 本会の役員、会員、顧問、参与又は職員、若しくは本会が依頼した者の旅費は、別表1のとおりとする。

(表彰)

第7条 会長は、本会の事業目的の達成に多大な功労又は功績があった会員、他の模範となる会員等について、必要な場合これを表彰することができるものとする。

2 表彰の種類及び基準は、次の各号に掲げるものとする。

表彰の種類	表彰の基準
功労者表彰	本会の事業推進に多大な功労があった者
功績者表彰	本会の事業推進に顕著な功績があった者
優良事業所表彰	危険物又はガス類の保安の確保、防火対象物の防火管理の推進に顕著な功績が認められる会員事業所
優良自衛消防表彰	会員事業所の自衛消防活動において顕著な活動、功績をあげた会員事業所
優良保安管理者表彰	会員事業所において、危険物又はガス類の保安の確保に功績があった者
優良防火管理者表彰	会員事業所において、防火管理業務の遂行において功績があった者

(謝金)

第8条 会長は、本会が主催する研修会の講師等に、必要に応じて謝金を支払うことができるものとする。この場合、謝金の額はこれを会長に一任する。

(慶弔)

第9条 会長が必要と認めた場合には、敬弔の意を表するものとする。この場合、慶弔の方法は、会長にこれを一任する。

(経費の支出)

第10条 本会の経費の支出は、様式第5号により会長の決裁を受け執行するものとする。ただし、50,000円未満の額のもの、事務局長の決裁により執行することができるものとする。

2 前項ただし書きの規定により支出した案件は、遅滞なく会長の決裁を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成24年6月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 米子市危険物保安協会又は米子自衛防火協会の会員であったものの会費の額は、第3条第1項各号の規定にかかわらず従前の協会の会費の額とする。
- 3 米子市危険物保安協会及び米子自衛防火協会のいずれにも加入していた会員の会費の額は、第3条第1項各号の規定にかかわらず従前の会費のうち高い会費の額とする。

## 旅費等の額

本会の役員、会員、顧問、参与又は職員、若しくは本会が依頼した者の旅費の額は、次表のとおりとする。

1 旅費	<p>(1) 列車を利用する場合</p> <p>ア 列車の運賃の実費支払いとする。</p> <p>イ 出発駅から片道 100km 以上の場所に出張する場合は、急行又は特急を利用することができるものとする。</p> <p>ウ 早割・トクトク切符等を利用できる場所（東京、京阪神、広島等）に出張する場合は、割引切符の利用を原則とする。</p> <p>(2) 航空機を利用する場合</p> <p>ア 会議の開始時間等の事情で、航空機による出張が必要な場合に利用することができるものとする。</p> <p>イ 特割切符等の利用を原則とする。</p>
2 宿泊費	宿泊を要する出張の場合は、宿泊費（1泊上限 10,000 円）を支給する。ただし、地域的、時期的諸事情により当該金額を超える場合は、この限りではない。

様式第1号（第2条関係）

加 入 申 込 書

米子地区防火安全協会 様

所在地  
事業所  
代表者  
職氏名



米子地区防火安全協会の趣旨に賛同して、下記の年会費を添えて加入を申し込みます。

記

1 会員の種別

正会員 ・ 賛助会員

2 会費の金額

年会費 \_\_\_\_\_ 円

※正会員は別紙算定表による。

※賛助会員は2,000円以上とする。

- 備考
- 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
  - 2 会員の種別及び正会員の会費は、貴事業所の業務形態により決定いたします。
  - 3 賛助会員の会費金額は、貴事業所においてご記入ください。

(別紙)

正会員の会費算定表

貴事業所は、次の3つの項目の内( )に該当します。

1 危険物、ガス等を取り扱う事業所以外の事業所(第3条(1)関係)

建物の総面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
(建物が複数の場合は最大のもの)

2 危険物、ガス等を取り扱う事業所(第3条(2)関係)

下記の合計口数 \_\_\_\_\_ 口 \_\_\_\_\_ 級会員

(会費口数算定)

(1) 危険物を取り扱う事業所(均等割)		1	口
(2) 少量危険物取扱所	_____ 件		口
(3) 自動車(営業ナンバーで稼働中)	_____ 台		口
(4) ボイラー 無資格でよいもの	_____ 基		口
二級技士以上のもの	_____ 基		口
(5) ガス貯蔵施設	_____ 件		口
(6) ガス製造所	_____ 件		口
(8) 危険物許可施設	_____ 件		口
(9) 危険物取扱者	_____ 人		口
(10) 劇・毒物倉庫	_____ 棟		口
(11) 火薬庫	_____ 棟		口

3 団体加入(第3条(3)関係)

事業所数 \_\_\_\_\_ 件

- 備考
- この用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
  - 2(9)の危険物取扱者は、在籍人数ではなく、一の危険物許可施設に必要な危険物取扱者の人数とする。(8のうち、給油取扱所を除く危険物施設の件数×1人、セルフ以外の給油取扱所については件数×2人)
  - 団体加入の場合は、件数分の事業所の名称、所在地を添付して提出してください。

様式第2号（第2条関係）

退 会 届

このたび都合により貴協会を退会したいので承認願います。

年 月 日

所在地

事業所

代表者

職 氏 名

印

米子地区防火安全協会 様



様式第3号（第4条関係）

会 務 の 委 任 状

米子地区防火安全協会会長 様

所在地  
事業所

代表者  
職氏名



貴協会の会務の執行について、当事業所の下記の者に委任します。

記

事業所名

職 名

氏 名

様式第4号（第5条関係）

委 嘱 状

様

本会の

として委嘱します。

年 月 日

米子地区防火安全協会  
会長



様式第5号（第10条関係）

# 支出命令書

支出番号

下記のとおり 支出を命令する。	<table border="1"> <tr> <td>会 長</td> <td colspan="5">事 務 局</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>						会 長	事 務 局										
	会 長	事 務 局																
	支出金額					年度												
					項													
					目													
用途																		
支払明細書	品 目		数 量	単 価	金 額													
請求書	上記明細のとおり請求します。 年 月 日 住 所 氏 名																	
	米子地区防火安全協会会長 様																	
	上記の金額を領収しました。 年 月 日 住 所 氏 名																	
	米子地区防火安全協会会長 様																	
方 法	現金払い 口座振替	支 払 日																